(二)　所要時間５時間以上７時間未満の場合
a　要介護１　910単位
b　要介護２　1,007単位
c　要介護３　1,104単位
d　要介護４　1,201単位
e　要介護５　1,299単位
(三)　所要時間７時間以上９時間未満の場合
a　要介護１　1,036単位
b　要介護２　1,148単位
c　要介護３　1,261単位
d　要介護４　1,374単位
e　要介護５　1,486単位
(2)　認知症対応型通所介護費(ii)
(一)　所要時間３時間以上５時間未満の場合
a　要介護１　536単位
b　要介護２　590単位
c　要介護３　643単位
d　要介護４　697単位
e　要介護５　751単位
(二)　所要時間５時間以上７時間未満の場合
a　要介護１　818単位
b　要介護２　905単位
c　要介護３　992単位
d　要介護４　1,079単位
e　要介護５　1,166単位
(三)　所要時間７時間以上９時間未満の場合
a　要介護１　930単位
b　要介護２　1,030単位
c　要介護３　1,131単位
d　要介護４　1,232単位
e　要介護５　1,332単位

ロ　認知症対応型通所介護費(II)
(1)　所要時間３時間以上５時間未満の場合
(一)　要介護１　270単位
(二)　要介護２　280単位
(三)　要介護３　289単位
(四)　要介護４　299単位
(五)　要介護５　309単位
(2)　所要時間５時間以上７時間未満の場合
(一)　要介護１　439単位
(二)　要介護２　454単位
(三)　要介護３　470単位
(四)　要介護４　486単位
(五)　要介護５　502単位
(3)　所要時間７時間以上９時間未満の場合
(一)　要介護１　506単位
(二)　要介護２　524単位
(三)　要介護３　542単位
(四)　要介護４　560単位
(五)　要介護５　579単位

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第42条第１項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第45条第１項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第52条第１項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間２時間以上３時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、注１の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(一)若しくは(2)(一)又はロ(1)の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。

３　日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間７時間以上９時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間７時間以上９時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が９時間以上となるときは、算定対象時間が９時間以上10時間未満の場合は50単位を、10時間以上11時間未満の場合は100単位を、11時間以上12時間未満の場合は150単位を所定単位数に加算する。

４　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、１日につき50単位を所定単位数に加算する。

５　指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に１日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を１名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、１日につき27単位を所定単位数に加算する。

６　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第２条第６号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった者をいう。以下同じ。）に対して、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき60単位を所定単位数に加算する。

７　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回